【全体概要図】



(1)

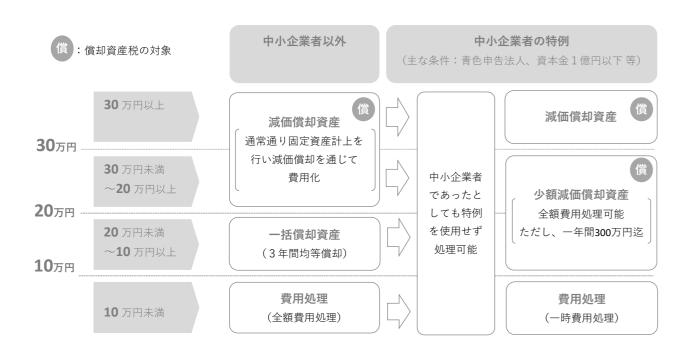
固定資産取得の実務上の取り扱いについて

⇒ 有形/無形固定資産はその名の通り、資産であるため支出時に資産計上を行う。

ただし、長期使用できる資産が全て固定資産として計上される訳ではなく、消耗品費等で費用計上されるものも多い。では、消耗品と固定資産の境はどこにあるのか。

結論、実務上は金額の基準を設けて固定資産計上の要否を判定することとなる。

具体的な基準は一般的に税務に従うこととなり、取得に関するルールをまとめると以下の通りである。





減価償却費の実務上の取り扱いについて

(1) 減価償却方法について

減価償却の方法については、原則、会社が選択可能である。 ただし、会計全般にいえることであるが、一度選択した方法をみだりに変更することは出来ない。

(2) 耐用年数について

資産の使用期間は会社によって異なり、その使用目的によっては同一会社、同一資産であっても使用期間は異なる。 ただし、実際の使用期間の見積り(会計上は経済的耐用年数という)には恣意性が含まれるため、実務上は税務に従うのが 一般的である。具体的には耐用年数表に照らして耐用年数を判定する。

なお税務に従う関係上、税法の改正に伴い償却率等が変わっているため、取得年度によってその計算方法が変化している点には留意が必要である。



固定資産の除売却について

⇒ 固定資産は取得から使用を経て、最終的にはどのような資産も廃棄、除売却に行き着く。

具体的には、固定資産の使用をやめる(除却)、売る(売却)、捨てる(廃棄)が行われることで、帳簿上計上された固定資産を 除外する処理が必要となる。除却や廃棄の場合には帳簿価額が損失として処理されるが、売却の場合にはその販売金額によって 売却損益を計上することとなる。

(1) 固定資産の除却、廃棄について

固定資産は幅広く、会計処理を行う部署(以下経理部門という)で使用されるものもあるが、それ以外にも現場で使用するものも多い。その点問題となるのが、経理部門では全ての資産が目に届くとは限らないため、その使用状況や現存するかどうかを確認出来ない場合があることである。固定資産の除却、廃棄が行われたとしても、経理部門が認識出来ない以上、会計処理を行うことも出来ない。そのため、経理部門に除売却に関する情報を伝達する必要があり、例えば、稟議制度などの報告体制を利用することが考えられる。

(2) 固定資産の実査について

固定資産実査も除却、廃棄された資産を把握する有用な手続である。

もし仮に前段の固定資産除却(廃棄)の報告が漏れた場合、結果として会計処理が漏れてしまうこととなる。 経験則によるが、実際には存在しない資産を計上し続けている会社は意外と存在し、多くは上述の点に原因がある。 その点、その現物が存在するか否かを確認していれば、少なくとも確認時点では除却(廃棄)の処理が可能となる。 補足であるが、固定資産実査をしない場合、存在しない資産まで償却資産として申告してしまう可能性がある。

そのため固定資産実査は償却資産税の節約にも繋がり、その判定時期が1月1日であることから、12月に実施する会社も多い。

(3) 固定資産の計上単位について

実務上、計上単位が問題となることもある。

例えば、生産設備の一部分のみを廃棄するというケースはよくあるが、固定資産の計上が「生産設備一式」としていると、 具体的な除却(廃棄)金額の判定が困難となる。

そのため、なるべく取替投資が行われる単位を意識した固定資産計上を行うことが望ましい。

ただし、これは購入先から提示される証憑にも依存するため、細分化するにあたっての限界はある点に留意が必要である。